

仕様書

1 概 要

- (1) 件 名 「令和8年度朝倉市役所33施設電力需給」
- (2) 需要場所 「別添資料」のとおり

2 仕 様

- (1) 電力供給条件
「別添資料」のとおり
- (2) 予定契約電力・予定使用電力量
 - ア 契約電力 4, 729 kW (各施設合計)
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
 - イ 契約期間中の予定使用電力量 6, 513, 709 kWh (各施設合計)
月別予定使用電力量は、別紙2のとおりとする。
- (3) 使用期間
令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで
- (4) 電力計の検針装置の有無
「別添資料」のとおり
- (5) 需給地点及び電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点
九州電力の架空引込線と朝倉市が設置した開閉器の電源側接続点
ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 計量地点
朝倉市が設置した受電用変圧器受電側

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特でない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。
- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件の変更には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。

- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (6) 契約締結後、当方より求めがあった場合及び契約期間満了後に契約期間中の各需要場所における契約電力・電力量計・電力使用量内訳等のデータをエクセル形式で無償提供すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の旧一般電気事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。